

V 福利厚生概要

県では、職員の福利厚生のための事業を地方職員共済組合、(一財)千葉県職員互助会と連携し実施しています。

※ 教育庁に勤務することとなる場合は、公立学校共済組合及び(一財)千葉県公立学校教職員互助会への加入となり、事業内容が若干異なります。

《地方公務員の福利厚生制度の根拠法》

地方公務員法（抜粋）

（厚生制度）

第四十二条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

（共済制度）

第四十三条 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する退職年金に関する制度が含まれていなければならない。

1 地方職員共済組合について

地方公務員等共済組合法に基づき、全国の46道府県の職員等により組織される団体で、地方公務員（道府県職員）の健康保険及び年金等の事務を行っている組合です。また、公務員の種類によって、それぞれ独立した共済組合があります。

【参考】他の公務員の場合：国＝「国家公務員共済組合」、教育庁＝「公立学校共済組合」

警察＝「警察共済組合」、市町村＝「市町村職員共済組合」、等

（1）事業内容

ア 短期給付事業

医療保険制度の一つであり、民間で働く労働者に適用される健康保険制度に相当するもので、組合員（職員）とその被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡又は災害などに対し必要な各種給付を行い、組合員の生活を守ります。

イ 長期給付事業

公務員の年金制度であり、組合員が一定の年齢に達した場合や障害の状態になった場合又は死亡した場合に年金等の給付を行い、組合員又はその遺族の生活の安定を図ることを目的としています。

ウ 福祉事業

法令により組合員及びその家族の福祉の増進に資するために行うことができるとされている事業で、健康管理等の保健事業、宿泊施設の運営を行う宿泊事業、住宅及び物資購入等のための貸付事業を実施しています。

（2）費用負担

運営に要する費用は、組合員（職員）の掛金と県（事業主）の負担金によってまかなわれています。

【組合員が負担する掛金額】（R7.8.1 現在）

短期掛金 (福祉事業含む)	標準報酬月額×49.36/1000 標準期末手当等の額×49.36/1000
介護掛金 (40歳以上の職員)	標準報酬月額×8.09/1000 標準期末手当等の額×8.09/1000
厚生年金保険料(注)	標準報酬月額×91.50/1000 標準期末手当等の額×91.50/1000
退職等年金掛金	標準報酬月額×7.5/1000 標準期末手当等の額×7.5/1000

(注) 厚生年金保険料は保険料率を組合員と県で折半して計算することになります。

具体的には組合員掛金：標準報酬月額×保険料率（183.00/1000）÷2（小数点切り捨て）、県負担金：標準報酬月額×保険料率（183.00/1000）（小数点切り捨て）－組合員掛金総額＋標準報酬月額×基礎年金拠出金公的負担金率（41.50/1000）として計算します。

2 （一財）千葉県職員互助会について

職員が会員（任意加入）となり、相互扶助及び会員の福利厚生を図ることを目的に法令に基づいて設立された団体で、会員は現在約 9,000 人おり、会員の福利厚生に関する事業を各種実施しています。ぜひ、入会をご検討ください。

（1）事業内容

ア 短期給付事業

会員とその被扶養者の病気、負傷、出産、育児休業の取得、死亡又は災害等に対して共済組合で行った給付に加えて必要な給付を行い、会員の生活を支援します（例：結婚祝金 45,000 円、育児休業支援金 20,000 円）。

イ 厚生事業

地元 J リーグ・B リーグ・プロ野球チームの試合観戦、観劇会等の参加募集や映画、芸術・文化レジャー施設、旅行等における入園・宿泊利用に対して助成を行い、職員及び家族の教養を高めたり、余暇活動の支援をしています。

互助会に入会することで契約施設や観劇等の支払いに利用できる利用券を配付いたします（令和 7 年度は 17,000 円分の利用券を配付、上限金額有）。

ウ 遺児奨学資金事業

会員の死亡により遺児となった会員の子に対し、奨学資金の援助を行います。

エ 慰労旅行助成事業

会員期間 20 年、30 年の会員にそれぞれ旅行券を支給します。

(2) 費用負担

互助会の運営に要する費用は、会員の掛金によってまかなわれています。

(掛金は給料月額の 5/1000、給料月額 20 万円の場合、1,000 円/月)

3 独身寮・職員住宅について（知事部局所管分）

県では通勤が困難な場合や住宅に困窮する職員のために、県下に独身寮と世帯用の職員住宅を設置しています。

独身寮は、各部屋にミニキッチン・浴槽などを備えたワンルームタイプの寮が 3 施設 72 室あります（千葉市、松戸市、館山市）。

また、職員住宅は、間取りが 3DK の集合住宅形式の住宅が、3 施設 47 戸設置されています（松戸市、茂原市、館山市）。

なお、独身寮・職員住宅は行政改革の一環として、老朽化、入居率等を勘案し、順次廃止していくこととしています。

※ 地方職員共済組合千葉県支部では、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部（以下、「UR 都市機構」という。）と「組合員向け住宅確保について相互協力に関する協定」を締結しております。これにより、UR 都市機構の賃貸住宅の入居について新規で申込む際に①通常 2 箇月分の敷金が 1 箇月分②家賃 1 箇月分無料（12 箇月以上の継続住居が条件）という特典を受けることができます。

4 主なスポーツ大会・文化事業等

県及び地方職員共済組合千葉県支部では、職員の健康増進やリフレッシュを図るため、各種スポーツ大会（野球、ソフトボール、バレーボール、バドミントン、テニス、卓球、ボッチャ）等のレクリエーション事業、健康教室等の健康関連事業を実施しています。

また、互助会では、職員及び家族の教養を高めたり、余暇活動を支援するため、ミュージカル・歌舞伎・コンサート等の観劇会への参加募集を行っています。

5 レクリエーション・スポーツ施設の利用助成

互助会では、会員及びその家族が必要に応じて保養やリフレッシュのため、宿泊施設、映画館、プール等の契約レクリエーション施設の利用を選択できる「カフェテリアプラン」制度を実施し、利用料金の一部を助成しています。

また、共済組合では、組合員及び被扶養者の健康保持及び体力維持増進を図るため、セントラルスポーツクラブ、スポーツクラブルネサンス及びアカデミアスポーツクラブと年間利用契約を締結し低料金で利用できるよう支援しています。

6 貸付制度について

共済組合では、住宅の取得や新築・改築、物資等の購入、冠婚葬祭、入学及び修学等により資金を必要とする場合に貸付けを行っています。

〔貸付の種類〕

- (1) 普通貸付・・・物資の購入等の場合
(給料月額の6倍で200万円まで・有利子)
- (2) 住宅貸付・・・住宅の新築、購入、増改築、修理、土地の取得等の場合
(勤続年数による限度額あり、最高1,800万円まで・有利子)
- (3) 在宅介護対応貸付・・・要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築、購入、増改築の場合
(住宅貸付の限度額に300万円を加算した額まで・有利子)
- (4) 一般災害貸付・・・災害、盗難等損害による物資の購入等の場合
(給料月額の6倍で200万円まで・有利子)
- (5) 住宅災害貸付・・・住宅災害による住宅の新築、改築、修理、購入等の場合
(新規：1,800万円まで、再貸付：1,900万円まで・有利子)
- (6) 特別貸付・・・医療、入学、修学、結婚、葬祭により資金を必要とする場合
(貸付事由毎に限度額あり・有利子)
- (7) 高額医療貸付・・・高額医療費が給付される場合（無利子）
- (8) 出産貸付・・・出産費（家族出産費）が給付される場合（無利子）

7 各種給付金（短期給付）

〔共済組合〕

共済組合の短期給付には、主に次のような給付があります。

(1) 保健給付

ア 組合員及びその被扶養者がケガや病気により保険医療機関で診療を受けたときに、医療費の3割（小学校就学前は2割、70～74歳は原則2割）を医療機関の窓口へ支払えば、残り7割の医療費については、共済組合が負担し医療機関へ支払います（保険適用外の診療費は除きます。）。

イ その他の保健給付―――出産費（家族出産費）・埋葬料（家族埋葬料）等

(2) 休業給付

ア 傷病手当金

組合員が病気やケガの療養のため勤務できなくなり給料の全部又は一部が支給されないときは、傷病手当金が支給されます。

イ その他の休業給付―――育児休業手当金・介護休業手当金等

(3) 災害給付

ア 災害見舞金

組合員及び被扶養者が非常災害により住居等に損害を受けたときは、災害見舞金が支給されます。

イ その他の災害給付――弔慰金・家族弔慰金

(4) その他の給付（附加給付等）

組合員及びその被扶養者が医療機関の窓口で支払った医療費の自己負担額が一定額を超えた場合に、一部負担金払戻金又は家族療養費附加金が支給されます。

〔互助会〕

互助会の短期給付には、主に次のような給付があります。

(1) 会員に対する給付

結婚祝金・入院見舞金・出産費・育児休業支援金・死亡弔慰金・災害見舞金、看護休暇給付金

(2) 会員の被扶養者に対する給付

入院見舞金・出産費・死亡弔慰金・災害見舞金

8 健康診断について

県及び共済組合では、疾病を早期発見し職員の健康を保持増進するため各種健康診断を実施しています。

〔定期健康診断〕

ア 採用時健康診断・・・新規採用職員

イ 一般健康診断・・・・採用時健康診断、1日ドック対象者を除く全職員

ウ 1日ドック・・・・25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳及び55歳の職員

〔生活習慣病健康診断〕

ア 胃がん検診・・・・35歳以上の希望職員

イ 大腸がん検診・・・・35歳以上の希望職員

ウ 肺がん検診・・・・50歳以上で喫煙指数600以上の希望職員（本数×年数）

エ 子宮頸がん検診・・・・希望職員（女性職員）

オ 乳がん検診・・・・希望職員（女性職員）

カ 脳ドック・がんドック・・40歳以上の希望職員

キ 退職予定者人間ドック・・・・年度末年齢60歳以上の退職予定者で希望する職員

〔精密（管理）検診〕

定期健康診断、生活習慣病健康診断の結果、精密検診が必要と認められた職員
及び既に管理中の職員

呼吸器 1（結核）精密検診、呼吸器 2（非結核）精密検診、循環器 1（心疾患）
精密検診、循環器 2（高血圧）精密検診、腎臓精密検診、肝臓精密検診、糖尿
精密検診、貧血精密検診、高脂血症精密検診、痛風精密検診、胃がん精密検診、
大腸がん精密検診、肺がん精密検診、子宮頸がん精密検診、乳がん精密検診

〔特殊健康診断〕

特殊業務に従事する職員

有機溶剤業務従事職員健康診断、放射線業務従事職員健康診断、V D T 作業従事
職員健康診断等

9 各種相談事業について

県、共済組合及び県庁生活協同組合では、職員の健康・ライフプラン等を支援するため、各種相談を受け付けています。

(1) 健康相談

相 談 名	一般健康相談、こころの健康相談
電 話 番 号	一般 043-223-4620 こころの健康相談の連絡先は、総務WS健康管理班ホームページで確認してください。
相談日時等	一般 月曜日～金曜日 9時～11時半、13時～16時 こころ 月曜日～金曜日 9時～12時、13時～17時 祝日、年末年始、1月4日を除く。 事前に電話で予約する。
相 談 場 所	健康管理センター内（県庁中庁舎2階）
担 当 者	内科医師・精神科医師・臨床心理士・保健師等

(2) その他の健康相談

相 談 名	24時間電話健康相談サービス（地共済健康ダイヤル）
電 話 番 号	フリーダイヤル 0120-7832-24
相談日時等	24時間 年中無休 無料
相 談 内 容	健康・医療・介護・育児・こどもの医療相談・メンタルヘルス等
相 談 方 法	電話相談・Web相談
担 当 者	医師・保健師・看護師等

相 談 名	千葉県職員こころの健康相談（県内20医療機関）
電 話 番 号	県内20医療機関の連絡先は、総務WS健康管理班ホームページで確認してください。
相談日時等	相談を希望する医療機関に直接連絡し、予約する。
相 談 内 容	メンタルヘルス
相 談 方 法	面談
担 当 者	精神科医師

(3) 職員よろず相談

電話：043-223-4710（相談日時のみ対応可能です。）

相談日時	毎週月曜日（祝日等を除く） 14時～17時
相談場所	ライフプラン相談室（ホテルプラザ菜の花2階）
相談員	臨床心理士・公認心理師（女性）
相談内容	悩みや不安を何でも気軽に相談できる （相談例：職場の人間関係のこと・仕事で不安に思ったこと・家族のこと・健康のこと・金銭的なこと等）
相談方法	対面又は電話

(4) セクハラ・パワハラ及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント相談

電話：043-223-4710（相談日時のみ対応可能です。）

相談日時	毎月第1～第4水曜日（祝日等を除く） 14時～17時
相談場所	ライフプラン相談室（ホテルプラザ菜の花2階）
相談員	臨床心理士・公認心理師（女性）
相談内容	セクハラ、パワハラ、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントについての相談・苦情
相談方法	対面又は電話

(5) ライフプラン相談（生活設計相談）

県、地方職員共済組合及び※千葉県庁生活協同組合との共催で、生涯にわたって充実した生活を送るための生活設計についての無料相談を行っています。

電話：043-223-4605（予約：千葉県庁生活協同組合）

相談日時	相談日、相談時間は県庁生協 HP で確認してください。 https://www.chibakenseikyo.jp/insurance/financial_advice
相談場所	ライフプラン相談室（プラザ菜の花2階）
相談員	ファイナンシャルプランナー （1級ファイナンシャルプランニング技能士）
相談内容	生命保険・医療保険等の見直し、住宅ローン、資産運用、退職後の生活設計（セカンドライフ）等

※ 千葉県庁生活協同組合は、千葉県庁及び県関係機関を職域とし、組合員（職員）の出資のもとに運営されている職域生協です。店舗事業、食堂事業、共同購入をはじめ、保険事業、旅行事業など、組合員とその家族の生活向上を目指した事業を行っています。

(6) 障害のある職員のサポート相談窓口

電 話 番 号	知事部局：０４３－２２３－３５８３ 企 業 局：０４３－２１１－８３３５ 病 院 局：０４３－２２３－３９６３ 教 育 庁：０４３－２２３－４１６９
相 談 員	精神保健福祉相談員、一般行政職の職員等
相 談 内 容	職場内での解決が困難な課題等
相 談 方 法	電話相談、面談等